肥後事蹟考証 上

219.4
N197h

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h

ガラス使用

朱書ハ皆廣足考ノ

類聚國史第百八十佛道部七諸寺

天長五年冬十月乙卯美濃國菩提寺伊豫國彌勒寺

肥後國浮水寺預定額寺ヲ

三代實錄　貞觀八年　九月廿二日　云々　吾聞肥後風俗國宰至清身

必不全云々

國立國會圖書館藏書

國立國會
24.9.5
圖書館

25206

國號　國造

租稅　調貢

神社

郡鄉

牧驛

肥後事蹟考證

一

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h

ガラス使用

肥後事蹟考證卷之一

國立國會圖書館藏書

長瀬眞幸輯録

國号

古事記曰伊邪那岐命先言阿那迩夜志愛袁登賣袁後妹伊邪那美命言阿那迩夜志愛袁登古袁如此言竟而御合生子云云次生筑紫嶋亦身一而有面四毎面有名云云肥國謂建日向日豊久志比泥別印本建日別ヲ誤也今古キ一ノ本ヲ捜ヨリて挙アラヌ

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h
ガラス使用

書紀〈謂日本書紀下同〉曰大足彦忍別天皇〈景行〉十
八年五月壬辰朔從葦北發船到火國於
是日沒也夜冥不知著岸遙視火光天皇
詔挾抄者曰直指火處因指火往之即得
著岸天皇問其火光處曰何謂邑也國人
對曰是八代縣豐村亦尋其火是誰人之
火也然不得主茲知非人火故名其國曰
火國 風土記〈肥後風土記也下同〉曰國人對曰此是火
國八代郡火邑但未審火由知所以
然萬葉集巻五云斯良農比筑紫國亦同
巻二十云之良奴日筑紫國彼同巻三云

白縫筑紫乃綿者云云 按ニ
豐村火邑並ニ今詳ならず △
風土記曰肥後國者本與肥前國合為一
國昔崇神天皇之世益城郡朝來名峯有
土蜘蛛名曰打猴頸猴二人率徒衆百八
十餘人蘊於峯頂常逆皇命不肯降服天
皇敕肥君等祖健緒組遣誅彼賊衆健緒
組奉勅到來皆悉誅夷便巡國裏兼察消
息乃到八代郡白髮山日晚止宿其夜虛
空有火自然而燎稍稍降下著燒此山健

△倭名抄諸国郡郷の名をあげられたところに八代郡に肥伊と云てあり これぞ古昔の火邑にて後に名となれるなるべし さてその肥伊は大邑にありけんを[illegible] 邑名のあらさまりて[illegible]古名をうしなへる諸国ともに多けれバ此もそのよしなれば 肥はの氷川の姫石と名伊の里の川にて大邑なりて この氷川のあたりにありし 村や豊村にてありし このわたりに豊村とふあり [illegible] 豊村ト[illegible]火村モ[illegible] 豊村ハ字音ヲ借テ良字[illegible] 風土記ニ火邑 [illegible] 豊村モ同村ナルベシ 今八代郡ノ内ニ

ホンノ村アリモシ火村ノ訛ニヤ
[illegible]

益城郡朝來名峯代郡
白髮山と云て志ましき

緒組見之大懷驚怪行事既畢參上朝庭
陳行狀奏言云云天皇下詔曰剪拂賊徒
頗無西眷海上之勲誰人比之又火從空
下燒山亦怪火下之國可名火國

○国造

古事記曰神八井耳命者火君等之祖也
國造本紀曰火國造瑞籬朝崇神大分國造
同祖志貴多奈彦命兒遲男江命定賜國
造

姓氏録曰大和國皇別肥直多朝臣同祖

按ニ
○火国造の父志貴多奈彦
今ハ神八井耳命の御子なる
ハ一向筑国造の祖建磐龍
命の兄弟なりハ火君
肥直ホミなその裔之風土
記ニ載る建緒組ハ国造
遲男江命ハ此ニ又其の
兄弟ノ氏族なるハ国造
の宗ハ[illegible]
も裔ニ[illegible]

神八井耳命後也又曰石京皇別火同氏○
書紀曰大足彦忍代別天皇十二年十二
月癸巳朔丁酉議討熊襲云云時有一臣
進曰熊襲梟師有二女兄曰市乾鹿文弟
曰市鹿文容既端正心且雄武宜示重幣
以撝納麾下因以伺其消息犯不意之處
則曾不血刃賊必自敗天皇詔可也於是
示幣欺其二女而納幕下天皇則通市乾
鹿文而陽寵時市乾鹿文奏于天皇曰無

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h
ガラス使用

ホンノ村ニアリモシ火村ノ訛ニヤ
拙ヲ考ヘ

益城郡朝來名峯之代郡
白髮山と云て志ましまて

○国

緒組見之大懷驚怪行事既畢參上朝庭
陳行狀奏言云云天皇下詔曰剪拂賊徒
頗無西眷海上之勲誰人比之又火從空
下燒山亦怪火下之國可名火國△

○国造

古事記曰神八井耳命者火君等之祖也
國造本紀曰火國造瑞籬朝崇神大分國造
同祖志貴多奈彦命兒遲男江命定賜國
造

姓氏録曰大和國皇別肥直多朝臣同祖

按ニ
○火国造の父志貴多奈彦
今ハ神八井耳命の御子なる
ハ一向筑国造の祖建磐龍
命の兄弟なるハ火君
肥直ホミなるその裔之風土
記ニ載る建緒組ノ国造
遲男江命ハとゝ又ハその
兄弟小氏族なるハ国造
の家ハ一のことゝまさしてしハ
そ裔ニてのことゝ

神八井耳命後也又曰石京皇別火同氏○
書紀曰大足彦忍代別天皇十二年十二
月癸巳朔丁酉議討熊襲云云時有一臣
進曰熊襲梟師有二女兄曰市乾鹿文弟
曰市鹿文容既端正心且雄武宜示重幣
以撝納麾下因以伺其消息犯不意之處
則曾不血刃賊必自敗天皇詔可也於是
示幣欺其二女而納幕下天皇則通市乾
鹿文而陽寵時市乾鹿文奏于天皇曰無

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h
ガラス使用

愁熊襲之不服妾有良謀即令從一二兵於已而返家以多設醇酒令飲已父乃醉而寐之市乾鹿文密斷父弦爰從兵進殺熊襲梟師天皇則悪其不孝之甚而誅市乾鹿文仍以弟市鹿文賜於火國造

按ニ國造

社古國府ニ在そこ乃ちうりを後世まても国造小路とよへ古へ国造乃家宅ありし和なるへし

書紀曰大足彦忍代別天皇妃襲武媛生豐戸別皇子是火國別之始祖也

火国別の孫後の紀とにしたんとす土俗にも傳へなれやくよりしてくるなれや

國造本紀曰葦分國造纏向日代朝御代

景行吉備津彦命兒三井根子命定賜國造

按ニ葦分國ハ即今葦北郡也分訓北通倭名鈔ニ筑前國郷名ニ新分ハ尓比岐多豐後國郡名大分ハ於保伊多也訓類也大分ハ於保伎多也おほいさ訓免待ハ音便乃假字也書紀ニ礪田也とあるを見て知るへし書紀曰葦北國造阿利斯登と見えたり

又曰天草國造志賀高穴穗朝御世成務神魂命十三世孫建島松命定賜國造

葦北国造とてハしてて孫となり阿利斯登の子日羅の子ハ葦北郡多羅木にあり

主税式曰肥後国正税公廨各四十万束

朝鮮海東諸国記云肥後列有渾井郡十四水田一万五千三百九十七丁

△圖書五十巻日本国序薩摩之北為肥後横直五百里其奥山為牙子世六為阿上国撒為昏陀為一国撒外烏剌為開懐世利為達加什武備志哈家什

郡郷

延喜民部式曰肥後國大管

後紀曰皇統彌照天皇桓武延暦十四年十月乙卯以肥後國為大國倭名鈔曰肥後（北乃美知乃之利四鎌）管十四田二萬三千五百餘町正公各三十萬東本頼百五十七萬九千百十八東雜頼七十七萬九千百十八東拾苅抄曰肥後國（上遠）田萬三千四百六十二町節用集四方五日（△肥後国中管十四郡）材木柴薪饒而五穀魚鼈紙綿多大中國也高五十七萬二千九百八十石田數一萬三千四百六十二町江源武鑑曰天文二十三年改日本國知行高肥後國十四郡三十四萬二百二十斛

（△三才国會ニ尺工タル石ニ寸モ同シ）

王名書紀曰玉杵名倭名鈔曰多萬伊奈（タマキナ）（タマイナ）

按フニこれも本訓ハ多万伎奈なるを音便ニ為はいなとよべる也

菊池（クヽチ）同鈔曰久久知阿蘇（アソ）阿蘇合志（カハシ）書紀曰皮石倭名鈔曰加波志山本（ヤマモト）同鈔曰録曰清和天皇貞觀元年夜末毛止三代實五月四日己未分肥後國合志郡始置山本郡飽田（アキタ）同鈔曰多拾芥抄曰安岐府託麻（タツマ）倭名鈔曰多久萬益城（マシキ）萬志岐國府宇土（ウト）八代（ヤツシロ）夜豆志呂天草（アマ）安萬久佐葦北（アシキ）阿之木多球磨（クマ）久萬山鹿（ヤマカ）夜萬加

倭名鈔曰肥後國

玉名郡

日置（ヘキ）爲太（サタ）石津（イシツ）下宅宗部（ソガヘ）

按ニ国府跡今飽田郡ニアリ益城郡内ニハナシモ延喜比上ニハ今ノ国府跡ハ二本木上ニアタリ益城ナリシカ今ハ飽田上ニ隣トノ事ニ託ノ郡ヲ隣テ道程二里アリ

和泉国大鳥郡石津（以之都）
武蔵国多磨郡石津（伊之都）
土佐国香美郡宗部（曾加倍）

25206

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h　ガラス使用

大水オホミヽん オホミツん

但馬国二方郡温泉由

朽納ハ朽納ノ誤ル

○今木野と書

△今夜間村と云ありこれ

△亘理今本日理と作り亘を日に誤ることと疑ふ亘理と云ふ名ハ諸国に於ては多くハ何ゝ事なり今幡之村と云

□今野尻村と云ありこれ知保高千穂ハ今日向ニ属

大町オホマチ　大水　江田エタ

山鹿郡

來民タクミ　箸入　温泉ユ　小野ラノ　夜關ヤケ

朽納　津村ツムラ　神西　緒線　伊智イチ

菊池郡

城野キノ○　水島ミヅシマ　辛家　夜關ヤケ△　子養

山門ヤマト　上耳　亘理ワタリ△　柏原カシハバラ

阿蘇郡

波良ハラ　知保チホ　衣尻エシリ□　阿蘇　今の宮地村の邊をいふなりけり

○属是按持統紀ニ肥後国皮石郡壬生諸石トアル皮石ハ合志ナルヘシ

□今戸部村トシヤ云アリ流ニ属合志郡境ニホト近キ所ナリコレカ

○鳥取トヽリト訓ム

合志郡

合志カフシ　小川　山道　鳥嶋トリシマ□　口益

鳥取トトリ○和泉国日根郡鳥取ニ作ル

山本郡

三重　高原　鳥田　山本　殖生ハフ○

佐野　本井○

○殖生ウエフヽ又垣生ノ誤ル 殖河国安倍郡垣生ハフ反布

○今用木村といふありこれ今ハ玉名郡ニ属山本と玉名との郡境にある時なり

飽田郡

宮前ミヤサキ　加幡　小垣　私部　栗北

天田　川内カハチ□　水門　殖木ウエキ　下田

今河内と云鼓渓ノ下流小川ノ内ニ河内村アリ

市田　蚕養（コカヒ）

今熊本郭内ニ子飼と
いふ所あり白川ノ辺ニ近シ川ヲ隔テ東方ニ大江村アリ此ニ古長者住シ跡アリ
コノ長者蚕ヲ多養タリト云傳タリ古大江ノ辺マテ蚕養部ノ住タリシカ兼池郡ニモ
子養アリ国々ニ多シ皆古蚕養部ノ住タリシ処ニ

播ノ国揖保郡ニ桑原久波波良

託麻郡

○今上名山村益城郡ニ託麻郡ニ近シ
戦ノ国敦賀郡津守都毛利

桑原（クハハラ）　上島（ウヘシマ）○　津守（ツモリ）　酒井　波良

△今本庄村代徳社の辺ニ
モ名のこれり

漆嶋（ウルシマ）△　下井　三宅（ミヤケ）

安閑紀ニ大国春日部屯倉ヲ置

津森　今三城郡山津ニ津森マト
称スル村ニアリ津森明神社アリ
託ノ郡境ニ近シ古ハ託ノ郡
ノ内ナリシナルヘシ

益城郡

當麻（タイマ）　子按　加西　坂本（サカモト）　益城（マシキ）

當ノハモトタキマヘタイマト云ハ
后世ノ音便ヘ
今ノ益城郡坂本村アリ　釈迦院嶽ノ
葬ヘ

○今矢部ト云ハアレモ
麻部ト云ハナシ

麻部（アサベ）　富神　宅部（ヤカベ）

宇土郡

諫染（イサソメ）又
コソメ

□今古曽部村と云あり
諫ハ古の假字ニ用ヒ又
もとハカソメなりしを音の
時ニてコソベと云ヘ

諫染□　櫻井　林原　大宅（オホヤケ）

球玖ハ今知ス球磨ノ詩ニ
久米人吉東村西村今存
千脱ハセンタイト云トゾ

千脱

播ノ国揖保郡ノ餝磨ノ渡ノ
今上ノ名出村益気ノ路アリ託賀ノ辺ニ
伝ヘ云フ因テ按ルニ津守郡ノ
誤カ

託麻郡

桑原

市田

蚕養 今繁昌ノ内子岡ト
云ヒ又ハ川ノ辺ニ近シ川ヲ隔テ東ニ大江村アリ昔ハ古長者住シ跡アリ
コレ蚕ノ字ヲ多養ノ義トシ伝ヘリ古大江ノ辺マテ蚕養ノ住タリシ処ニ
子養ノアリ国ノ二名トシ皆古蚕養ノ住タリシ処ニ

上島

津守

△今本庄村ノ他社ノ遥ヨリ
モ名ノミアリ

漆嶋

下井

三宅
安閑紀ニ大国春日部屯倉ヲ置

酒井 波良

益城郡

當麻
タギマ

子按

加西

坂本 益城

津森ハ今三池郡ニアリ津森明神社アリ
然レ共村ニアラス津ニ近ク古ハ託ノ郡内ナリシナルヘシ
當麻ハモトタギマヘタイマト云ヒ
後ノ音便ノ
今言葉モ変ル事アリ駅路院嶽ノ
今矢部ト云ハアレド
麻ハ下云ハス

麻部

富神

宅部
ヤカベン

宇土郡

諫染

諫染イサソメノ又
ロ今古曽部村トアリ
諫ノ音ノ似タニ用ルノ又
イハカソメトヲ音ノ
ツヽキテソヘヨムヘシ

櫻井

林原

大宅

菊池郡

上耳
カミアマ

今轉ノ蜘穴ト云

子養
コカイ

山門
ヤマト
ヤマキ

今岩本 岩木ナルヘシ

今野尻

今夜開ト云

辛家 今加恵ト云

柏原

此レニテ菊池川ノ南北南ヲ原ト云
北ヲ柏ト云一ツノ名トスルハ誤ヘリ

阿蘇郡

衣尻

合志郡

鳥取

今鳥栖

鳥嶋 今ノ戸嶋カ訛レハ託ノ二
属ス

益城郡

麻部

今ノ麻生カ

宅部

八城郡

豊福 今下益城ニ属ス
小川

今ノ矢部カ
大矢山麓

臼間荘

南宇大ナ山ヲ
赤星有隆系圖ニ見エタリトモ
小川

臼間荘大津山ト
玉名郡カ

右村ハ臼間荘ハ

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h
ガラス使用

菊池郡　上耳（カミアマ）　今轉ノ蝸穴（カニアナ）ト云　子養（コカイ）　今將濁テ五海ト云

山門（ヤマト）（ヤマキ）　今ノ岩本　岩木ナルヘシ　夜関　今夜間ト云

辛家　今加恵ト云　柏原　此レ二ケ〻菊池川ノ南北南ヲ原ト云北ヲ柏ト云一〻名トスルハ誤ヘ

阿蘇郡　衣尾　今野尾

合志郡　鳥取　今鳥栖　鳥嶋　今ノ戸嶋カ然レハ託ナニ属ス

益城郡　麻部　今ノ麻生（アサヲ）カ　宅部　今ノ矢部カ　大矢山麓

八城郡　（豊福　今下益城ニ属ス　小川）

臼間荘　南罕大津山ヲ（赤星有隆系圖ニ見ヘタリト云）臼間荘大津山ト　有時ハ臼間荘ハ玉名郡カ

隆直ハ菊池九代目ニ時ハ菊城ニ居ス　十六代武政ニ至上ノ城ヲ築く時ハ盛衰記の説誤ヘ

一族ニ至リ武郡申状ト遠ス

[illegible]百

浩江宇内

市田　蚕養（コカヒ）

今熊本郭内ニ子飼と
いふ所あり白川ノ辺ニ近シ川ヲ隔テ東方ニ大江村アリ此ニ古長者住シ跡アリ
コノ此ニ蚕ヲ多養タリト云傳タリ古大江ノ辺マテ蚕養ノ所ノ住タリシカ兼池郡ニモ
子養ヘアリ国々ニタシ皆古蚕養ノ所ノ住タリシ処之

播ヶ国揖保郡桑原久波

託麻郡

八代郡

肥伊（ヒ）　高田（タカタ）　豊福（トヨフク）□　木行　小川（ヲカハ）

天草郡

波太　天草　志記（シキ）　恵家（エ）　高屋

葦北郡

葦北　桑原　伴□（トモ）部ヲ脱ル　野行　巨野（オホノ）今大野村アリ

球磨郡

球玖　久米　人吉（ヒトヨシ）　東村　西村

千脱

八代郡ニ氷川アリ古ノ肥伊ハコノアタリナルヘシ
●今字音ニテカウダトヨフ
□延喜式兵部式ニ豊向ト書リ今倭名抄ニ同シ小川村豊福村今益城郡ニ属
△今芋城郡久具村アリ木行ハクベト呼シカ豊福ノ近ニアルヘシ

安房国長狭郡伴部止毛倍
肥前国小城郡伴部止毛

球玖ハ今知レス球磨ノ誤ヘシ
久米人吉東村西村今存
千脱ハセンタイトモトヅ

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h　ガラス使用

租税

延喜主税式曰肥後國正税公廨各四十萬束國分寺料四萬七千八百八十七束文殊會料二千束府官公廨三十五萬束衛卒料三萬束池溝料四萬束救急料十二萬束俘囚料十七萬三千四百三十五束

又曰凡壹岐島島分寺法令布施供養料稻一万二千九百七十二束把一分五毫太宰府以管内諸国正税通計以充行肥後国三千六百九束九把一分五毛

又曰凡筑前筑後肥前肥後豊前豊後等國毎年穀二千石漕送對馬嶋司及防人等粮其部領粮船賃挾抄水手功粮並用正税

又曰凡撿損並不堪佃田賑給疾死等使程限肥後等國損田百四十日不堪佃田百二十日

書紀曰廣國押武金日天皇安閑二年五月丙午朔甲寅置火國春日部屯倉

又曰武小廣國押盾天皇宣化元年五月辛酉詔曰云云其筑紫肥豐三國屯倉散

在縣隅云云

續紀曰高野天皇（稱德）寶龜元年五月壬申勅曰云云伊豫肥後兩國神護景雲三年以往正稅未納皆悉除免

續後紀曰仁明天皇承和元年四月癸亥太宰府司公廨元來班給六國至天長八年依民部省所請停給六國混合肥後國三代實録曰清和天皇貞觀十八年三月九日丁亥參議太宰權帥從三位在原朝臣行平起請二事其一事請營壹岐嶋水田一百町使充對馬嶋年粮曰檢文簿六國一年所漕運對馬嶋年粮穀二千斛運賃竝雜田斷穀賴三萬四千五十束就中肥後國四百斛運賃穀一萬七十四束竝細丁挾抄水手百六十五人傜丁稻三千二百八十束

又曰同年九月十七日辛卯太宰府言管筑後國出擧不足利幣之數請以肥後國

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h　ガラス使用

正税五萬束足其數許之

延喜民部式曰凡太宰府管内諸國島大帳税帳令府雜掌勘申但筑前筑後豊前豊後肥前肥後等國副當國雜掌各得勘辨

同主税式曰凡壹岐島島分寺法會布施供養云云太宰府以管内諸國正税通計以充行云云肥後國三千六百二十束九把一分五毛

△政事要略五十三云延喜格云大政官府民部省應行雜事五箇條事
一應返進諸国雑田二千三百六十六町九段五十二歩其地子稲混合正税事
国造田四百十町五段
肥後国十九町
闕郡司職日千八百卅町段
肥後国廿五町六段昌泰六年帳所注
又云貞觀格云大政官謹奏
應令太宰府管内諸国佃云
営田事
三千六百二町町別四百六十束
肥後国

△又曰凡撿損并不堪佃田賑給疾死等使程限肥後国損田百四十日不堪佃田百十日

調貢

延喜主計式曰凡貢夏調絲者肥後中絲

又曰肥後國行程上三日下一日半調絹二千五百九十三疋綿紬二十五疋貲布三十七端布一百二十端躭羅鰒三十九斤熬海鼠二百三十二斤十四兩鯛腊三百三十二斤八兩乾鮹一百六十六斤十三兩雜魚腊四百三斤自餘輸綿絲庸布八十端自餘輸綿米

中男作物木綿麻熟麻席韓薦防壁折薦
苫簀黒葛胡麻油海石榴油荏油鹿脯押
年魚鮫楚割蠣腊煮鹽年魚鮨年魚漬鹽
年魚破鹽按ふり和名抄魚條遊仙窟云東海鯔
條魚條讀須波夜利本朝式云楚割又
云腊唐韵云腒腊乾肉也和名木多比土佐
日記にてをしあゆのわをのこそをしあゆ
ををしあゆりおりかやうあらん
たしこうれおきるるきんとつまへるる
をしあゆるするねすことるべし
拾遺集物名

器仗

同兵部式曰肥後國甲四領横刀十口弓
二十張征箭四十具
胡籙四十具

右毎年所造具依前件云云肥後國送
其様仗者色別一筒附朝集使進之
等
太宰府府官勘校貯納府庫具錄色目附朝集使進送
續紀曰廢帝天平寶字五年秋七月甲申
西海道巡察使式部少輔從五位下紀朝
臣牛養等言戎器仗設諸國所同今西海
諸國不造年料器仗既曰邊要當備不虞
於是仰筑前筑後肥前肥後豐前豐後日
向等國造備甲刀弓箭各有數毎年送其

樣於太宰府
又曰同年十一月丁酉正四位下吉備朝
臣眞備爲西海道使從五位上丹治比眞
人士作佐伯宿禰美濃麻呂爲副判官四
人録事四人筑前筑後肥後豊前豊後日
向大隅薩摩等八國検定船一百二十一
隻兵士一万二千五百人子弟六十二人
水手四千九百二十人皆免三年田租悉
赴弓馬兼調習五行之陳其所遣兵士者
便役造兵器
延喜民部式曰凡大宰府皷吹丁筑前肥
後各七十二人云云並免其傜役

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h　ガラス使用

牧驛

延喜兵部式曰肥後國二重、馬牧 波良、馬牧

凡肥後國二重牧馬若有超群者進上餘

充大宰、兵馬及當國他國驛傳馬。

三代實録曰清和天皇貞觀六年十一月

四日丁亥 勅、停肥後國大宅牧。

延喜兵部式曰肥後國驛馬

大水（オホミ） 江田（エタ） 坂本（サカモト） 二重（三）

蚊高 稾原（稾原ハ高原ノ誤字） 蜑養（コカヒ）。 球磨（託麻ノ誤ル）

○二重牧今廢て當此ニ云ヘリ阿蘇郡ニ二重山ありて其麓ニ内牧外牧と云村名のことなり二重山北合志郡ニ牧村アリ阿蘇郡 波良ハ託麻郡ニモ波良ヘアリ

○倭名抄宇土郡ニ大宅郷ありそれ

玉名郡南宮ニ大津山アリ大水ヲオホツトヨマバコヽん玉名郡大水江田ヘアリ坂本ハ坂本ヘアリ

二重ハ山本郡ニ三重ヘアリ三ヲ二ニ誤

○倭名抄飽田郡ニ蜑養ヘ見ヘ菓池郡ニモ子養ヘアリコヽハ飽田郡ノナルヘシ

高原山本ヘ名

長崎豐向 長崎（ナカサキ） 豐向（トヨムク）。 高屋 片野

朽納 職水 水俣（ミナマタ） 仁主

各五疋

傳馬 高原（山本） 蜑養（飽田） 佐色（菁北）。

驛馬各五疋

○長崎豐向今益城ニありて日々之豐向豐物ともいふ

高屋 天草郡ニ高屋ヘアリ

片野 八代郡ニ上片野村下片野村アリ

朽納 山鹿ニ朽納アリ

水俣 菁北郡ニアリ

○今佐敷ともいふ菁北郡ニアリ

△主税式云駅馬直法肥後上馬四百束中馬三百卅束下馬三百束

△

子本別紙ニ有之ヲ云

延喜民部式云 又曰諸国大稜馬若无国造国者以正税買用其價不得過五十束

但太宰府及肥前肥後日向三国並以牛馬充之

井澤氏曰東西十五里南北十九里之地

神社

阿蘓神社

延喜式神名帳曰肥後國四座大一座小三座

阿蘓郡三座健盤龍命神社名神大

阿蘇比咩神社　國造神社

書紀曰大足彦忍代別天皇景行十八年六月丙子到阿蘇國也其國郊原曠遠不見人居天皇曰是國有人乎時有二神曰阿蘓都彦阿蘓都媛忽化人以遊諸之曰二人在何無人耶故号其國曰阿蘓

二神の名コより二阿蘓の國となつたる人なる例法國の地名コをかくこれなり

古事記曰神八井耳命者阿蘇君等之祖也

肥後風土記曰二神之社見在郡以東

國造本紀曰阿蘓國造瑞籬御世火國造同祖八井耳命孫速瓶玉命定賜國造

筑紫風土記曰肥後國閼宗縣坤二十餘里有一禿山曰閼宗岳頂有靈沼石壁爲垣清潭百尋鋪白綠爲質彩浪五色絙黃金以分閒天下靈奇出茲萃矣時時水滿

従南溢流入白川衆魚眞醉死土人號苦
水其嶽之爲勢也中天而峙儼包四縣而
開基觸石興雲爲五岳之最首澄觴分水
寔群川之巨源大德巍諒人閑之有一奇
形杳杳天下之無雙居在地心故曰中嶽
書紀曰大足彦忍代別天皇景行十八年秋
七月辛卯朔甲午到筑紫後國御木居於
高田行宮時有僵樹長九百七十丈焉云

師不論當國他國擇年二十五以上精進
持經心行無變者度之九人香襲宮二人
大　一人八幡大菩薩宮二人宗像神社
二人阿蘇神社二人於國分寺及神宮寺
安置供養使等往還之間專心行道令得
穩平
又曰同七年夏四月丙寅授肥後國從四
位下勲五等健磐龍神從四位上
又曰同年秋七月　奉授肥後國阿蘇

これ阿蘇神社ニ位ニ授ル事の始て見る之この又しめ從四從下勲五等ハいつとの所代ニ授ケ給ふてこと紀まらせれハ今考ふるよりなし

郡從四位上勲五等健磐龍神從三位
又曰同九年秋七月癸巳朔　遣使於
筑前國宗像神竈門肥後國健磐龍神等
諸社奉幣緣有祟也
又曰同十年夏六月乙丑肥後國阿蘇郡
從三位勲五等健磐龍命神社神主等永
預把笏
文德實錄曰嘉祥三年冬十月辛亥授從
四位上肥後國健磐龍命神正三位

美和十四年六月丁卯修造肥後國阿蘇郡國造神爲官社

古把笏容易カラサリシテコノ文ヲ以テシルヘシ

從四位上ハ從三位の誤なるべし前紀ニ從三位ニ授ケ給ふてとあれハ之

日紀
仁壽二年二月
戊寅加肥後國
阿蘇比咩神
從四位下
文德實錄天安

又曰仁壽元年冬十月丙午進肥後國健
磐龍命大神階加從二位
又曰齊衡元年六月壬午加肥後國健磐
龍命神封三十戶
三代實録曰清和天皇貞觀元年正月廿
七日甲申奉授肥後國從二位勲五等健
磐龍命正二位從四位下阿曽比咩神從
四位上
又曰同年五月十七日壬申雷電雨雹肥

後國從四位下阿蘇比咩神列於官社
又曰同八年二月十四日庚申神祇官奏
言肥後國阿蘇大神懷藏怒氣由是可發
疫癘擾隣境兵
勅國司潔齋至誠奉幣
竝轉讀金剛般若經千卷般若心經萬卷
太宰府司於城山四王院轉讀金剛般若
經三千卷般若心經三萬卷以奉謝神心消
伏兵疫
又曰同十年閏十二月廿一日庚戌授肥

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h　ガラス使用

大神正二位　比女神従三位　比ニ三代實録ニミユコレヨリ上ノ進位六史見エス社傳ニアリヤマヽ守社記ニハ正二位トアルヨシ阿蘇宮田来抜書ニミユ

後國從四位上阿蘇比咩神正四位下
又曰同十五年夏四月五日巳卯授肥後
國正四位下阿蘇比咩神正四位上
又曰同十七年十二月廿七日丙子授肥
後國正四位上阿蘇比咩神從三位
後拾遺集　肥後守まくらくり侍りける
時阿曽乃御屋しろに御裝してまり
あるに彼国の女れよと侍けるに
大貳成章

授けまくらくハ神衣ヲ廣ク大ニ裁縫ヲ云ユタケハユタカト云ニ同シク廣大ノ意古今集ニタモトユタカニタテトイハマシヲトヨメルト同シ祝詞ニ御衣ハ明妙照妙荒妙和妙ニ倣奉テ云ニトイヘルコトク神ニ奉ル御衣ナレハヒロク大ニ裁縫テ供ルユヱニカクヨメリ

天の下はくもむ神衣御衣なきハ授こ
けまぐ　みつの玉ろまく
俊頼集
世尓見ひて彼こそ海ちにいつなれハ
あそ乃御池に如きまる
松葉集
よみ人しらず
すくらき乃狩せし時に二神の阿ら太
れそめし　阿蘇比御屋し給
夫木集　宇佐仕まてくり侍りまゝ

[illegible]

雪の文ゝ子に雪を祝新
ヨ云年コトニ七月七日ヨリ九
月九日マテ少女ヲ外戒サセ
テ火禁屋ニテ火ヲ禁シムコレ
ヲ雪ノ祝新子ト云子ハ少女
子ヲ云之

中本たかきこ山近江と
紀とのさかひにあり
たかきこ山を近江にあけて
雪の降ておりしくとを
たかきこ山近江にあるさ
らはしらかの雪のたか
きこ山をよめるのをて
ゆきこ山のすそ赤きこ山
と係るうこまにあるさ
ま所をて考

新撰和歌のさこ山
をさらぬ秋ゆけりし
いくよかぬらん

やまとの国の社にまうでて雪乃降れ
るを見てよめる　とこと　基長
今日やとて雪乃たてゝ子にしら雪あれや
降そ乃そやまにゆきのつもれる

左書　はつこゝ

同集に　しらたきこ山を近江にあり院の御所百首一本　顕中納言
もゝぢすむ赤はたかこ山は秋ゆけハ老
て深ぢりましきおりつゝ　一本　拾遺　雪の山の可
の名を赤膚
山とも云へるとそ

新續古今集に

五色の彼岸の雪乃降
池のりさむけのゆさの
つゝ降かれ

能因歌枕赤膚山国
所で考

降てにぬる月ありせは赤膚乃山すむ
とゝ見かさ雪のをを

古今六帖に　喜撰法師

世をうしと思ひいれとして　一本　世をうしとあんとて
やまハ身をこそかくすけを

太平記古本に　元弘三年第池武時入道
寂阿北條英時をせめむとして博多に向
ひけるに箙の表矢を拔て可射
なるとゝく

ものゝふ乃筱のうち矣一すちに思ふ
心ハ神そ志るらむ

足野神社

延喜式神名帳曰肥後國玉名郡一座小
足野神社

續後紀曰仁明天皇承和七年秋七月庚
子以肥後國玉名郡足石神預官社焉

曾男神

[illegible]天安元年六月云々文德実録ニ云々

同紀曰天安元年六月甲申在肥後國從
五位上曾男神授正五位下按ニ曾男神今祥ならぬ
但國造遲男江命にてもあらむ
国造の社乃支ハ前に記せり

菱形神社

神皇正統紀曰應神天皇欽明天皇乃御
世に はしめて神とあらはしてく筑紫の
肥後北国菱形の池と云支に阿らハ祇
祇ふ乎を人皇十六代巻田乃八幡麿也
其の為まひ支巻田ハ九との御名八幡

其葉詠の号也後に豊前の国宇佐の
宮に志つまり始ひし云云 按ずに菱形の地は
山本郡にも有ある
八幡宮も
此ことに

肥後事蹟考證巻之一

追考
夫木集 ひらの古山 近江又肥後 光臺院入道二品親王家五十首
嵐吹ひらの古山の秋の月 おもかけ神とくりけん 従二位家隆郷
あしくま山 肥後 六帖記 やハせん
衣笠内大臣
ゆつりきれときえの山とうつりれぬ あしくまいなせのふれ

名所　莊園

津湊

肥後事蹟考

二

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h

ガラス使用

肥後事蹟考二之卷

名所

熊縣　水島野坂浦

長瀬眞幸輯録

熊縣今玖郡

書紀曰大足彦忍代別天皇景行十八年夏四月壬戌朔甲子到熊縣其処有熊津彦者兄弟二人天皇先使徴兄熊則從使詣之因徴弟熊而不来故遣兵誅之壬申自海路泊於葦北小島而進食時召山部阿弭古之祖小左令進冷水適是時

水島山今八代海上ニアリ八代ニ属ス古ハコノアタリ葦北ノ内ナリシナル

嶋中無水不知所爲則仰之祈于天神地
祇忽寒泉從崖傍涌出乃酌以獻焉故号
其嶋曰水島也其泉猶今在水島崖也
風土記曰球磨乾七里海中有嶋名曰水
島嶋出寒水逐潮高下

萬葉集第三

長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首
如聞真貴久奇母神左備居賀許禮能水
島

六帖ニ此奇ミシマトヨメリ云々

葦北乃野坂乃浦從船出爲而水島爾将
去浪立莫勤 北一ニ續拾撰集十九 羇旅部ニ載す

ミツシマ今本云々

新續古今集ニ 六巻 大僧正道順
芦小の野坂乃浦になくちとりあ島そ
かなふ辨そふけぬる

續後撰集ニ 曾根好忠
波乃うつ水島の浦れうつせうひむなりき
うらふ家やなりなまる

夫木集ニ 後人志らず 松葉集ニ定教有

水島ミナミツヽテ
ト川ヘキム

むらす鳥水島越さして渡るなり型坂の浦
ア私やつくらむ　中務

名寄ニ

我をは吹く浦風さむみ芦小乃型坂の
うらは衣うつなり　九条

夫木集ニ

芦小の型坂乃うらはイ　くりきて松の南
ハ　白雲　讀人不知

名寄ニ　現存六帖ニも

吐懷編
木綿集川
万葉第十七ニユフ
ハ川ヲヨメル歌二
首アリ此後皆
大和ノ名所ヲヨメ
ル中ニアレハ大和
ヘ
高濱頭書云按万
葉七孫河十七首ノ
終ニ二首並ヒタリ
前ニ出ル河皆大
和ナレハ又ヒモ他國ニ
ハアラスカヒモカルヲ仙覺
抄已下諸名所集
肥後トイヘルハ何ノ
據ナルヲシラス

大和て別　結八川　八代郡
ゆふ川ハ大和名所記ニ見ヘ
萬葉集七ニ詠河
吾紐乎妹手以而結八川又還見萬代左右荷
妹之紐結八川内乎古之并人見等此乎誰知
續古今集三　友稙
從二位有隆
後れてなほ
行念法師
續後撰集ニ
ゆふ川いそのと芦の孫はそしもきよあしなくそ
新古今集ニ　有隆
おもふ川ゆふゆく水の絶ぬ小芦ぬきしそうれしき
光明峯寺入道
述懷四首ニ
ちぎれたゝきこいもを結八川とけて解ぬよの祈しくらむ
名所　有家
演歌をよみ詠ふつけよ妹か紐ゆふ川原のつまれさみな
獻圖　有隆の私のイ
夫木集ニ
ゆふ川ハ流れ
ゆふ川ハ流れ
ある小私のよりわれとも
續拾遺集ニ
夫木集ニ
ゆふ川のみなそこにやゆふ川さしもさらぬ浪のたちみたる
郁芳三品
俤私今和
ゆふ川ハ
ゆふ川ハ名所ニ名所記ニ名所ニ見ヘタリ
本文云此間ニ結
ありて別ると

水島ミナミツヒト川へきん

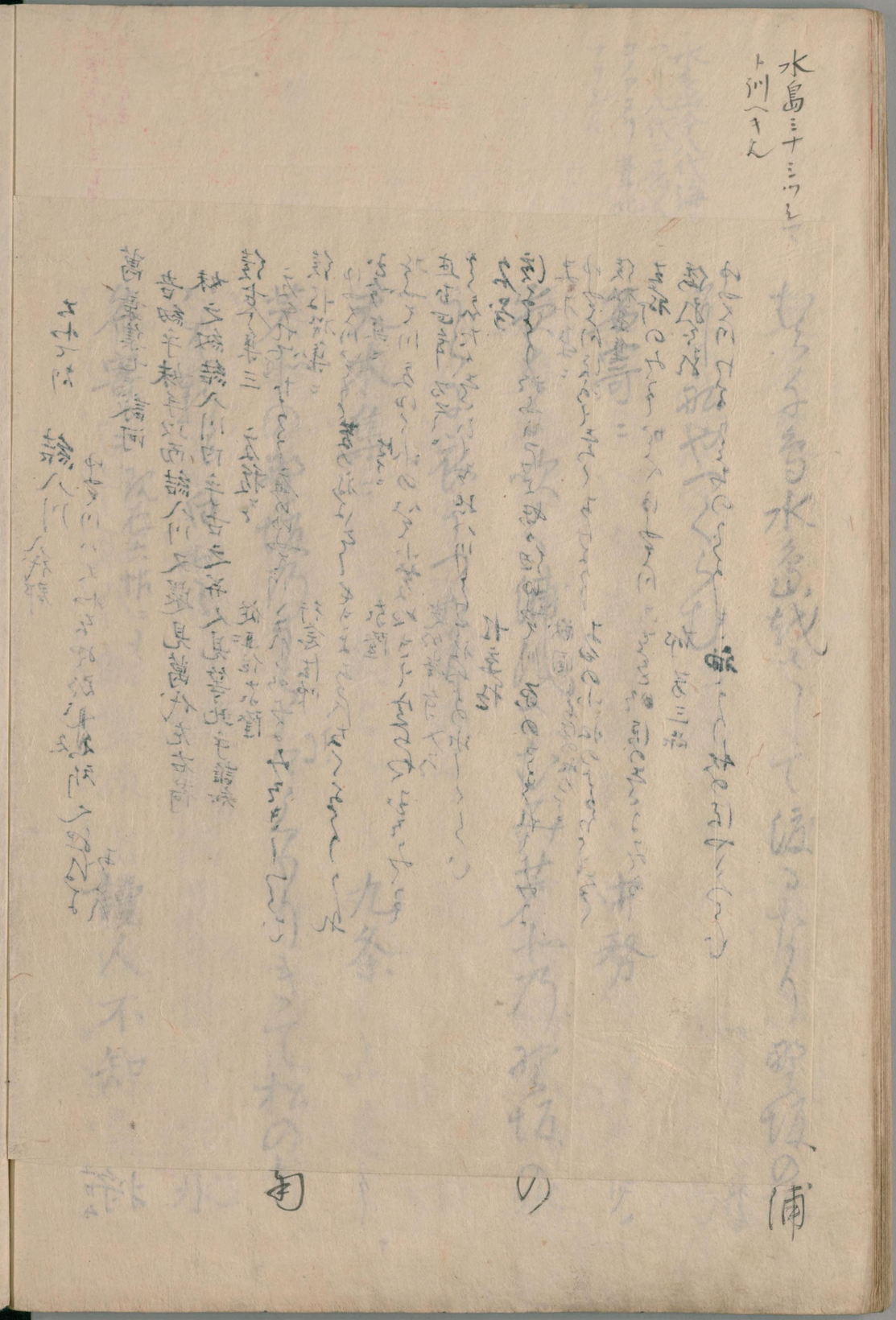

[illegible]

あはれ人なし水島にはゆかむ芦北の野坂の浦
に船しおらひ
松葉集ニ　読人不知
水島にかよふ野坂乃うらくもりなれし涙
かやけらぬ与哉
俊頼家集ニ
芦北乃野坂の浦のうつせのひいもせそな
へていくよへぬらす　まゝ我す

吐懷編
木綿美川
万葉第七ニユフ
ハ川ヲヨメル亦二
首アリ出後皆
大和ノ名所ヲヨメ
ル中ニアレハ大和
ヘ
高陵題書云按万
第七孫河十六首ノ
終ニ二首並ヒタリ
前ニ出ル河皆大
和ナレハコレモ他國ニ
ハアラスカモカルヲ俊
抄已下諸名所集
肥後トイヘルハ何ノ
據ナルフヲシラス

老王云此間に結八川を八代郡として郡を多くあけられたりとしてゆゑ川大和者野郡之名所之所なにアラスとよみ云
ありて郡をとて来ゆて滅されたりけれ今もふきつ

風流島今タバコ島ト称宇土ニ下ツロニアリ

四

風流島

後撰集十九 羇旅哥 ニ たたれ島を見てく

よみ人志らず

なるしおたてあてこまそ思ふたたれし島

浪乃ぬれきぬ以くおきぬらまる

下 伊勢物語 に

名ましおたてあてこまそあるへき風流島浪

のぬれきぬきるといふなり

上 同十五 羅哥 ニ 女のあてこなりといひけれど

大江朝綱

まめなれはあてこ名をてこちぬ風流し島

よ除志らなる我ぬれきぬふきて

夫木集 ニ

イニ公朝 小宰相

多たれし島浪乃ぬれきぬきる人の思ひ我

見せてとふやしるこの形

松葉集 ニ

よみ人志らず

たたれし島に立てふ浪乃ぬ是衣我思ひ

ぬんぞ也

袖に加けて見るこの形

モ本ニにトアレト イカヽ也

新葉集に

よみ人しらず

窓と以へてあるこなる波乃たたれしまたた
ふまとにくきこまてるかけつゝ

小名集に

風流亀阿るし名におふ君ゆゑになみの
ぬれきぬ乾しきぬめ理

名所方角に

宗祇

ひこの園宇土乃内なるたゝろし尚きて
まるなるや衣なるらせ

裸亀風流亀の異名なり

挙白集

長嘯子

住人を以てこゝろせよたたれ亀あ理てふ物
をなる乃ぬれきぬ

清少納言枕草子に

鴻を　多たれし尚

八雲御抄云

鴻

多たれし尚　肥後

鼓瀧

拾遺集ニ　清原元輔肥後守ニ侍るとき
彼國乃鼓ノ瀧と云處をゑるまりとりけ
るに呉やうなる法師のよみ侍り鼓なむ
おとにきこく清みのこゑをうちゑれたて
山川のなるにそゑけるる
檜垣家集ニ　清みの瀧をゑて
おとにきこくつゝみのこゑ都字ゑれたて山川の
ゆなるにそあ理なる
重之集ニ　清みのこきこそこれにまきこく

イ不詳

よむ人あらしこゑにあらねは
山川にふかるゝ　勇乃あれたこそつゝみの瀧にあ
ましまくらめ
家良千句ニ
氏さろそ浪うつ岩に苔ふかし　清みの瀧
にの青やきてゝぬ
松葉集ニ　よみ人しらず
うちなら行人しなきせにいさあなしぬ鼓ろき
のおとにそする

漆川

倭名抄曰肥後國託戸郡漆島 拾芥抄姓戸録部 無戸姓漆嶋或朝臣

拾遺集九雜歌に

よみ人しらず

名にしへとくろくしてしぬうるし川さらに

にてるる水をぬるゆ理

名和弘：

肥後の國赤膚山や白川にうるし川あり

たちうの水

藤崎宮 飽田郡今熊本城内ニアリ

元輔集に藤崎の宮にて子の日に

藤崎の軒の山を原に生る松いまいく程か子

皆すくさむ

白川

同集に むすめとしにもきせけるよ

白川の為まいはてよひむきひあけつちとせに

たまむ光しらしに

檜垣集に清原元輔京に上りしに途の処

に呼て又筑紫の方に来へきにあらはいさ、

かし京へなと戯るゝ妻の周防命婦物
と被けて今かく云と思ひ出しものをといひ
ゝる嫗

白河の底の水ひてちりこゝむ時にそ君我
思ひ出ひ出す

衆妙集：肥後國の白川を渡りて

玄旨君

なられて乃狩けれ恵我我むこ所も志ら
河のあとと見れから

味生池　飽田郡池上村ノ辺ニ跡アリ池邊寺アリ

細注
續紀元明巻之文國司之條ニ載之故不贅于茲可並考

後拾遺集十五雜奇題志らず

曾根好忠

此頭
て頭

川かみやあちふ乃池の浮ぬなハうきこるあれや
くるへしなり　下本ニハあちふの池とあれとそハちをらこ
うつし誤もしるものなり

宇土小島

藻塩草に

法性寺関白

なるむれて思ひのはせるさとにそなき宇土乃小島

うとの小島今されひ
其上云うとの小島を今
のうとしいまそいふ（ハ今
の宇土町あり皆うと
まそ松をもちるへめくれ
ゆへといふ説ありさて
あるへし

の杜乃よれ自

弘林名寄ニ載ヨリ

續松葉集ニ

よみ人しらず

なにさまぬうと乃小しほの杜の忘れ歌しおれ

し自をえらつて

拳白集

長嘯子

おかるこそうと乃小しほの名しつらしうと

くて人にあらむとおもへれ

鏡池 八代郡鏡村ニ在リ

哥枕名寄ニ 松葉集

正家

八代の池乃ことけき水をみて人のん

そしかれ

夫木集 二十三 松葉集

みさひ乃ぬ鏡

かけ我なら

杢葉集ニ

かけふつき岩

にや有しそ

津守國夏家

松葉ニふん

の杜乃よれ自

弘林名寄ニ載ヨリ

續松葉集ニ

よみ人しらず

なきさまぬうと乃小しほの杜の忘れ

し自をえらべ

挙白集

長嘯子

おかるそうと乃小しほの名しつらしうと

くて人にあらむとおもへれ

鏡池 八代郡鏡村ニ在リ

哥枕名寄ニ 松葉集

正家

八代の池乃ことけきこ水をみて人のん

そ此しか理乗れ

夫木集 二十三 松葉集 類聚

みさひ為ぬ鏡の池にすむをしれこつら

かけ我ならへてそんれ

松葉ニ云ん

杢葉集ニ

かけふかき岩根乃松の事ふりて日し水学

にや有しそ乃池

津守國夏家集ニ

弘林名家まで載せり

よみ人しらず

為小しはの杜の点都におれ

し

長嘯子

為小しはの名につらしうと

むとおもへれ

代郡鏡村に在り

松葉集

正家

とけき水をみて人のん

来れ

葉集類聚

の池にすむをしれこつら

へてんれ

根乃松の手ふりて日に水字

り他

集に

薩摩久保

夫木集 松葉集類聚

同 ゆさひぬ云こ 常陸

画彩にみてをしむ花を

繪の世にうつるを

同 玉討集 謙徳公

君らしに子やとし繪の世

行まりんて 月に

保季

薩摩ゑ境乃池のひとつをしおのゝけをや
つまとゝるらす
衆妙集に　肥後國八代にとゝまりける日池
越ゝ
新しゝ日ゝをうつゝひ衣ゝ方をやつして
乃池のゑ美に

腹赤　玉名郡　腹赤村アリ

書紀曰大足彦忍代別天皇十八年六月
辛酉朔癸亥自高來縣渡玉杵名邑時殺

其処之土蜘蛛津頰焉
風土記曰玉名郡長渚濱在郡西昔者大
足彦天皇誅球磨囎唹還駕之時泊御舩
於濱遊魚多之棹人吉備國朝勝見以鈎
之未解其名似鱒魚耳歷御覽曰俗見多
物即云尒倍佐尒今所献奥其此多者可
謂尒倍魚今謂尒倍魚其縁也
拾遺集第七物名腹赤　元輔
みよしの若菜摘らむまちもくたひ

肥後國球磨郡
大隅國囎唹郡

尒倍ハ贄之多ノ事ニ
アラス風土記ノ説僻
事之

らかにみて日かにへぬれは
言塵集に　衣笠右大臣
四方乃海なゝ志つかれる御世なれは猿
赤の贄しけふ供ふなり
年中行事引合に
脇赤御贄　二位中将
神春乃千代の為めし此なるは御まつれるなら
かしあきこゝ乃こめ
右引ちはくしよりたゝ此奥とてたまふる

なりむかし
供しけるに
為る我みたとりせ
きてはしきやうに侍り　景行天皇乃
御ときに肥後のくに宇土乃ほとり長
大海にて此奥をつゝとてこゝまたりける
我としこと乃節会にくらしきよしさ
こめおかれるや　元日にさてこめられたれとも
ちさむなれは七日にてこゝてまたるとてたら

らかはみて日かはぬれは
言塵集に
衣笠右大臣
四方乃海なゝ志つかれる御世なれは獲
赤の贄しけふ供ふなり
年中行事引合に
二位中将
脇赤御贄
神春乃千代の為めしれなるはつれるたら
かしあきこゝ乃こめ
右引ては御しよりたられ奥とてたまる

なりむかしは節会の御猪なとまやて
供しけるにやたらかれくひやうとてくひに
為る我みなとりせしてくひけり いとおも
きてはしきやうに侍り 景行天皇乃
御ときに肥後のくに宇土乃はいはり 長
大海にて此奥をつりてこゝまたりける
我としこと乃節会にくらへきよしさ
こめおかれるや 元日にさてこめられたれとも
ちさむなれは七日にてこゝてまたるとてたら

ぬれは

衣笠右大臣

志つかれる御世なれは獲

供ふなり

二位中将

勾めしれなるたまつれるたら

こめ

しよりたられ奥とてたてまつる

節會の御猶なとまもやて

たられくひやうとてくひに

とりかしてくひけり いとおく

やうに侍り 景行天皇乃

のくに宇土乃土ゐり 長

奥をつまてこそまゐりける

節會にくり行へきよしさ

るや 元日にさてこめられたれとも

七日にてこそまゐるとてたら

文徳実録 初ヶ 正月一 大宰府貢赤

腹奥 前元日 貢之延至今日

一本腹赤

国立国会図書館　タイトル『肥後事蹟考証 : 4巻』 請求記号 219.4-N197h

ガラス使用

このとき鱒の魚のまゐ

公事根元曰景行天皇乃御宇筑紫乃國
宇土乃郡長濱にて海人是を釣てまゐ
其後聖武天皇乃御時天平十五年正月
十四日大宰府より是を奉ける是にて
年毎乃節會に供すべきよし定おかれたる
腹赤とてまゐと中魚のさいとゝ
枕草紙に　大内に　長大内
江次第曰元日宴會

年中行事
奏ニ腹赤贄下
官曹事類曰腹
赤魚事肥後國
丸工記云於長渚
濱得之其名曰
鱒麻須

腹赤奏　若違期不參　七日奏之

按るに年中行事弘合公事根元等に宇土郡長濱と記し弘よしなるに皆あやまり侍ゝる腹赤の事跡を今に玉名郡長列に腹赤邑ありて景行天皇乃御やしてあり名石神社といふ所の楫人朝勝見が子孫代代相継ての村に住めり此所の浦人今も小鯛を焼て高物とし腹赤鯛と称へり鱒を用ることを未ゆ又宇土郡なる長濱にて漁乃地なれども腹赤の事跡を此所にあらず凡土地を繞として年中行事公事根元等の説誤れるを無へし先君忠利君の當國ありしまゝ初後赤の魚を朝廷にさゝけ給ひしかたに阿蘇の大まうち君とり持て中させ給ひしにみかたにてさせ給ひしとて手節いこされける女奉書　犯婦の少れよりたらかのよしにてをとてめつらしくおかしめされくよくくねくて中にしよりあるかしこ
阿の屋よりのをちに

和名抄云鱣魚辨色立成曰鯢仁倍一云久智
辨色立成云鱣魚波良可

音宣今按所出未詳本朝式用腹赤二字

墨摺川 硯川玉名郡

墨摺川硯川玉名郡木葉山ノ
モトニ可考
硯川荒尾手ヘカバ村ノ内ニアリ

名所和歌ニ

むこ乃くるすゑ墨川や硯川も波腹赤て
うらあらきしなり

松風關 玉名郡 大津山ニ在リ

今ノ昔ノ切通ナリ
松風關ハ南ノ関ニ云ヘ
庵寅マ考

名所和歌手引ニ

肥後國万里家より雪あるたつ乃せ川や

まあ城乃関

平家物語曰壽永二年八月十七日平家
筑前國三笠郡太宰府ニ出て着給へ菓池
次郎高直ハ郡都ニ より平家乃御供ニ申ひけ
ハ大津山乃せ起あけて系らせむとて肥後國
ニ打ぬえおのれハ城ニ引籠てゆせとも系らは
盛衰記ニ
口ニ記せり

春臣按大渡ハ緑川ノ
下流ニテ今モシカイ
リサテ緑川ハ景行
紀緑野川ト云アリコレ
ナル(ソオホユ別考アリ

大渡

古今六帖

紀貫之

筑紫なる大渡川大きなれひとりなしとうる
なりこの
名所和奇：
肥後國赤膚山や白川にうるし川あり大
ひとりなしとうる
弱枕所載名所 此弱枕ハ能因法師作と云さ偽来
詳ならぬ故ハ暫引之
肥後國 かりやま 芝城 きりふ乃 菅
志ら川 今白川ノ邊 錦野トイヘルアリ 南ニ まりこ野 白川の嶽
清輔奥俊抄所載名所

いたくに山 肥後
宗祇秘中抄所載名所
黒髪山ハ肥後志ら川の邊にあるを
黒髪山ハ肥後立田山といへり未詳彼ハ古寺の縁起にてもあらん
○万里杜 肥田郡宮寺村ノ邊ニ万里小路ト云ホアリコノアタリニアリシ杜ナルヘシ
名所倭歌手引所載
○そこの玉なるこの浦 やたそれ此つゝの浦や
万里杜
龍瀬川
泪浦
右諸書ニ載る名所ハ一説ニ宇土ノ人氏未詳
ハ今ハ海濱ノ是ハ今
ハタ村ト呼
○泪浦 宇土郡波多村ニ海濱ノ是ハ今
下札ニ云コヽニ記ス
宇土ニ波多村アリ 波多村アリ 今称宇ノ如シ
能因法師出生ニ云ハ

庄園律湊

臼間荘 玉名郡ニアリ

東鏡曰壽永三年四月六日甲戌池前大納言并室家之領等者載平家設官領注文自公家被下云云而為酬故池禪尼恩德申宿彼亞相勅勘給之上以件家領三十四箇処如元可為被家之管領之旨昨日有其沙汰云云

球磨 臼間荘 肥後國 コレ池殿家ハ三十四ヶ所ノ内 肥後國分二ヶ所ニ

山本荘

同書曰文治二年二月七日乙卯今日廣元賜肥後國山本荘是義経行家謀逆之間計申事等始終符合殊就被感思食被加其賞之隨一也云云

八代荘

同書曰建久三年十二月十四日壬子一條黄門書状參著以亡室遺迹廿箇所讓補男女子息為塞將来之乖違去月廿八

日申下　宣旨訖云云是平家没官領内
云云肥後國八代荘云云已上廿箇所先
日被奉讓黄門室家

葦北津

書紀曰豊御食炊屋姫天皇推古　十七年夏
四月丁酉朔庚子筑紫太宰奏上言百濟
僧道欽於為首一十人俗人七十九人泊
于肥後國葦北津

高瀬津

焦堅稿絶海祭壽天錫文云迫予南遊寓
高瀬津云云

續紀曰天宗高紹天皇仁光　宝亀九年十一
月乙卯判官大伴宿祢継人并前入唐大
使藤原朝臣河清女喜娘等四十一人乘
其舶而着肥後國天草郡継人等上奏言
云云漂着肥後國天草西仲嶋云云
三代實録曰清和天皇貞觀十五年秋七月

癸亥朔先是太宰府馳驛言渤海國人崔
宗佐門孫宰等漂着肥後國天草郡云云
又曰仁和三年四月二日

筒嶽（ツヽノミタケ）

元亨釋書（オナミ）曰釋俊（シユンシヤウ）荷肥後州飽田郡人云云初荷
倦遊歸本邦棲遲（ス）筒嶽伐松芟荊創一
加藍号正法寺（ト）
拾遺物名　紀輔時
[illegible]の所さるめしたえてもるれてのみあけそるわり
今ハ[illegible]ヲ[illegible]れてこのト誤テ[illegible]鼓嶽ト[illegible]非誤之
抄ニ依テ改ム

国立国会図書館　　タイトル『肥後事蹟考証 ： 4巻』 請求記号 219.4-N197h

ガラス使用